

原告団

ニュース145号

次回裁判:2025年9月26日(金)午後2時～

目次

原子力施設が集中立地する青森の現状と反対運動の展望		1
裁判報告		9
・準備書面(217)		9
原告適格と最大想定事故(1)		
・準備書面(218)		12
被告準備書面(16)(19)(20)及び(23)に対する反論①		
被告・原子力規制委員会と参加人・日本原燃の主張と次回予定		21
第31回原告団総会報告		22
井戸謙一弁護士講演会感想		23
1万人訴訟・津軽反核生の集い		24
初の国・事業者とのヒアリング集会を開催		25
佐原若子の国会報告		26
六ヶ所核燃などを巡る動き		27
お知らせなど		28

原子力施設が集中立地する青森の現状と反対運動の展望

代表（弁護士）浅石 紘爾

はじめに

原告団結成から早いもので37年。長い反核燃の闘いを続けてこられた原告団の皆様にとって、本稿は何をいまさらと感じられることと思いますが、原子力施設が集中立地する青森の現状は全国の反原発運動の縮図でもあり延長でもあります。青森の現状が打破できれば、我が国の原子力政策を転換させることができますし、また、各地の反原発運動の成功に計り知れないインパクトを与えられるものと確信します。

核燃料サイクルと再処理は、今や崖っぷちに立たされており、もう一押しで奈落の底に突き落とすることができる現状にあります。

ここで原点に立ち戻り、青森の現状を把握することは、今後の闘いの展望につながると考え筆をとった次第です。

第1. 青森県の原子力施設の立地・運転状況について

1. 青森県を原子力のメッカに！

1983年12月、総選挙遊説のため来青した中曽根元首相が「下北半島を将来日本の原子力のメッカにしたらどうか」と提言しました。この提言どおり、

1967年 1月 むつ市が原船「むつ」の母港設置を了承

1984年12月 大間町が大間原発の誘致決議

1985年 4月 六ヶ所核燃料サイクル3施設の立地受入れ

2004年 2月 東通原発の安全協定締結

2005年10月 むつ中間貯蔵施設の立地協定締結

上北から下北を縦断する原子力半島化が一応の完結を遂げたのです。

2. 現状はどうなっているのか

原船むつが大湊港を出港して太平洋上で放射線漏れ事故を起こして原船計画は頓挫し、現在は同船の使用済燃料がむつ科学技術館にその残骸をさらしています。青森県が国の原子力政策に協力して煮え湯を飲まされた第1号です。

大間原発は当初の新型転換炉(ATR)から現在のフルMOX改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)に計画変更となるなど紆余曲折を経て未だ竣工を見ていません。

ところが、青森県は「あつものに懲りてなますを吹く」のたとえを忘れ、国策協力、産業構造の転換、過疎対策(地域振興、雇用増進)、県財政の充実を理由として、その後次々と原子力施設を誘致してきました。

しかし、施設のほとんどが上物は完成したものの本格稼働できず(再処理工場)、許可は出たものの完成未了なもの(大間原発、MOX燃料加工工場、低レベル最終処分場の覆土)、稼働にはこぎつけたものの計画通りに運転でき

なかったり、協定がきちんと守られる確たる保証がないもの(ウラン濃縮工場、海外返還廃棄物一時貯蔵施設、むつ中間貯蔵施設)などなど下北半島原子力化の完結にはほど遠く、青森県は「核のゴミ捨て場」にされようとしているのが実態です。その現状と危険性を、あらためて以下に紹介します。

3. 再処理とMOXの現状

(1) 再処理工場



六ヶ所再処理工場全景 原子力産業新聞より

① 再処理工場は、当初1999年8月の操業を予定していましたが、ガラス固化の失敗、事故・トラブルの続出で停止。新規基準に基づく事業変更許可はなされたものの設工認手続が難航し竣工(建設工事が完了して、検査をパスして使用可能な状態になること)に至っていません。

② 日本原燃は、本年11月の設工認審査完了と2026年度中の竣工(27回目の延期、当初計画から26年遅れ)を表明していますが、先行きは全く見通せない状況にあります。

設工認遅れの原因は、検査対象の設備機器類が約6万個所とぼう大であるうえ、そのうちアクセス困難なレッドセル内の機器約3万7000個所について検査が不可能なため、耐震性審査が難航しているからです。

基準地震動700ガルに耐えられる補強工事が完成しなければ、竣工に漕ぎ着けることはできません。

(2) MOX燃料加工工場

日本原燃は、MOX工場の竣工を2027年度としていますが、工場の建設進捗率はわずか12%(地下部分の工事段階)にすぎず、前記のよう

に再処理工場自体の竣工が危ぶまれ、また、プルサーマル計画が頓挫してプルトニウム消費ができない状況のもとでは、計画通りの竣工は絶望的と言わざるをえません。

4. 高レベル廃棄物一時貯蔵施設

英・仏の再処理工場に委託して出てきた高レベル廃棄物(高レベルガラス固化体とTRU廃棄物)の返還状況は以下のとおりです。

(1) ガラス固化体の返還実績と貯蔵状況

- ・仏国分 1310本が返還完了(2007年度末)
- ・英国分 これまで520本が返還され、残330本のうち150本が近々返還予定です。

高レベル貯蔵管理センターの貯蔵容量は当初1440本でしたが、増量に対応するため貯蔵建屋を増設。合わせて2880本になります。

(2) TRU廃棄物の返還予定(電気事業連合会PDFより)

- ・仏国分 固型物収納体(CSD-C)約1800本と低レベル放射性廃棄物のガラス固化体(CSD-B)10本程度を単一返還(TRU廃棄物を放射線レベルが同程度となるガラス固化体に置き換えて返還すること)約20本の計画あり。

仏国からの1800本分をガラス固化体20本と交換する計画案が電事連から提示されたが、宮下知事は反対の意向(2024年)。

- ・英国分 セメント固化体約2700本と雑固化体約5100本分を単一返還として、ガラス固化体約70本(日本政府は英国の提案を妥当と評価。三村前知事が受入表明)。

5. 高レベル廃棄物の処理・処分の無策

(1) 高レベル廃棄物の最終処分

① 高レベル廃棄物一時貯蔵施設内のガラス固化体

基本協定によると、一時貯蔵期間は30～50年間で定められており、最初の期限が本年4月26日に到来しましたが、一本も搬出されませんでした。しかも最終期限の2045年までに協定が守られる保証は全くありません。搬出期限までに搬出先である最終処分場操業のメドが全く立っていない

からです。すなわち、搬出期限は残り20年を切っているのに、処分事業者のNUMOの計画では、処分場操業開始まで30年かかるとされており、しかも、候補地すら決まっていらないのですから搬出が原始的不能(契約が成立した時点で、すでに債務の履行が不可能な状態を指す)であることは明らかです。

② 六ヶ所再処理工場で発生した廃棄物

再処理工場は、2006年にアクティブ試験が開始されて、現在ガラス固化体346本、TRU廃棄物473本、高レベル廃液245m³が工場内に貯蔵されています。低レベル固体廃棄物は、燃料被覆管せん断片及び燃料集合体端末片が221本(1000Lドラム換算)、チャンネルボックス及びバーナブルポイズンが252本(200Lドラム缶換算)、雑固化体61561本(200Lドラム缶換算)が保管されている。廃液は工場が稼働再開すれば固化体にされ、既成の廃棄物と一緒に最終処分されることになっています。工場の稼働期間は立地当初から40年間と県民に説明されており、日本原燃によると800トン処理すると年間1000本のガラス固化体が製造されるので、工場閉鎖時の高レベル廃棄物の数量は膨大なものになります。

再処理工場内の高レベル廃棄物(ガラス固化体・TRU)の貯蔵期間については平成27年5月22日の閣議決定において「30年から50年程度貯蔵した後順次最終処分する」と決められています。

ガラス固化体の第1号は、2006年に始まったアクティブ試験で2008年7月に製造されているので、2038～2058年までには工場から搬出して最終処分されなければなりません。前述のような最終処分場選定の実情に照らして、この閣議決定も空証文に終わることは目に見えています。

(2) 使用済燃料の中間貯蔵

① 中間貯蔵とは

原発の使用済燃料貯蔵容量が限界に達すると、核燃料の交換ができず運転停止するため、再処理までのつなぎ対策として計画された貯蔵方法です。貯蔵建屋を原

発敷地内あるいは敷地外に建設する2つの方法があります。

② むつ中間貯蔵施設(RFS)

RFSは東電と日本原電が事業主体となって計画した乾式貯蔵方式によるわが国最初の敷地外中間貯蔵施設です。その後岡山県上関町にも白羽の矢が立てられましたが、最終立地決定に至っていません。

RFSの貯蔵規模は5000トン(1期工事3000トン、2期工事2000トン)で、搬出期限は初搬入から50年。2024年9月26日、東電柏崎刈羽原発の使用済燃料69体入りのキャスク一基が初搬入されました。



むつ中間貯蔵施設(RFS)

読売新聞オンライン 2024. 11. 6

③ RFSの問題点

使用済燃料の貯蔵期間は50年ですが、協定書には具体的な搬出先は明記されていません。しかし、中間貯蔵の目的からすれば当然再処理工場になるはずなので、第7次基本計画では「六ヶ所再処理工場」とする方針が記載されました。

しかし、前述したように、再処理工場の竣工が先送りされていること、工場操業の意義が失われていること、工場の操業に多くの危険性が指摘されていること、後に詳述するように総事業費が当初試算の1.34倍の15兆6200億円にふくれあがり再処理の経済性(経理的基礎)が失われていることなど、再処理政策の破綻が顕著になった現状に鑑み、50年後に確実に使用済燃料をRFS施設から再処理工場へ搬出できるかは極めて不確実です。RFSが最終処分場にさせられるのではないかと。むつ市民、青森県民の疑問と不安に対し、国

も県も協定遵守の一点張りで納得のいく回答を出していません。むつ市以外の自治体に中間貯蔵施設が立地した場合でも同じ問題が生じます。

④ 敷地内中間貯蔵

敷地外中間貯蔵計画が円滑に進まない事態に備えて、原発敷地内にプールとは別に乾式貯蔵施設を増設する対策が推進されています。福島第1と東海第2ではすでに実施されていますが、最近では高浜・大飯・美浜・女川原発に設置許可が下りています。しかし、この増設計画に対しては、福井県の地元からは、使用済燃料の県外搬出処分の約束が守られていない、原発の延命による「核のゴミ」の増大につながるという理由で反対の声が上がっています。

6. 六ヶ所核燃…ウラン濃縮、低レベル最終処分

(1) ウラン濃縮工場

許可申請当時の稼働(生産)計画は年間1500トンでしたが、その後450トンにスケールダウンして、現在は112.5トン分の生産を再開、残り345.5トン分は準備中。生産能力は当初計画のわずか5%に落ち込んでいます。世界的に濃縮ウランは供給過剰であり、安価に輸入できることから、六ヶ所ウラン濃縮には経済性が認められず操業継続は国民の負担を増やすだけです。工場は早急に廃止措置の対象とすべきです。

(2) 低レベル廃棄物最終処分場

埋設施設は、1号施設(焼却灰などの均一固化体)と2号施設(金属類、プラスチックなどの充填固化体)ですが、2号が満杯となり3号施設(充填固化体)が増設稼働しています。現在の埋設ドラム缶数は合計約36万本で埋設は続いています。

埋設ピットは覆土されることになっていますが、工事未了のため雨ざらしのままひび割れ状態です。

最終埋設本数は300万本で、管理は30年間のみで、その後は立ち入り禁止措置をとられるものの、覆土完了から300年間は居住禁止や掘削の制約などの消極的な管理で終わります。

7. 大間原発



Jパワーが建設を進める大間原発

毎日新聞 2018. 9. 4

日本電源開発(Jパワー)が事業主体で計画する全炉心にMOX燃料装荷可能な改良型沸騰水型軽水炉(ABWR 138万3000kw)。

2008年に着工しましたが、東日本大震災の影響で工事が中断し(現在の工事進捗率は38%)、Jパワーは2030年度の運転開始を目指すとしていますが、規制委の審査の長期化、安全対策工事の遅れなど課題は山積しており、竣工時期は不透明です。

もんじゅ無きあと、プルサーマル計画の中核的存在である大間原発の運転遅延は、プルサーマル原発稼働の停滞とあわせて、核燃料サイクル・再処理の推進政策に強い疑問を投げかけています。また、原発運転後に出るMOX使用済燃料の処理処分問題も全く未解決です。

大間原発の建設に対しては、函館市民が結成した「大間原発訴訟の会」が、2010年7月に被告電源開発に建設・運転差し止め(被告電源開発と国に対し慰謝料請求)を求めて函館地裁に提訴しましたが、裁判所は「設置変更許可申請に対する規制委の審査・処分がされておらず、原発の事故発生の具体的危険性があると認めることは困難」という「肩すかし判決」で原告の請求を棄却しました(現在札幌高裁で審理中)。函館市も、被告国に対し許可処分の無効確認、電源開発に対し建設・運転の差止を求めて東京地裁に提訴し審理中です。

8. 東通原発

東北電力1号機(BWR 110万kw)は2005年12月

に営業運転を開始しましたが、2011年3月の東日本大震災が発生し停止中です。現在新規制基準に基づく適合性審査中ですが、施設直下に断層があることが認められ重要施設の建て直し工事中です。



東通原発 朝日新聞 2025. 6. 28

また、太平洋側海溝地震による巨大津波対策として、原発敷地を盛土で4mかさ上げする対策を最近発表しました。安全対策工事の完了時期は延期が繰り返され、東北電力は2025年9月末をめどに完了時期を示すと発表していますが、再稼働は不透明な状況にあります。

また、東京電力1号機(138万5000kw)については、2011年1月に着工しましたが、福島原発事故を受けて本格工事は見合わせています。

9. まとめ

以上のように、青森県に集中立地した原子力施設のうち、まともに稼働・運転している事業は、低レベル廃棄物最終処分、高レベル廃棄物(ガラス固化体、使用済燃料)の一時・中間貯蔵など「核のゴミ」の貯蔵施設だけです。

再処理は破綻しており、六ヶ所再処理工場が、廃止措置中の東海再処理工場やもんじゅと運命を共にする日は遅くない時期に到来すると確信しています。

原発も竣工、運転再開には多くの課題を抱えており、先行きは見通せない状況にあります。

このままでは、青森県は「核のゴミ捨て場」にさせられ、次世代に負の遺産を引き継がせることになってしまいます。廃棄物はこれを作り出した私たち現世代の責任で解決しなければなりません。

第2. 原発回帰の流れを断ち切るために

1. 第7次エネルギー基本計画(2025. 2)の位置づけ

(1) 第7次計画は、原子力政策の中で原発、核燃を次のように位置付けました。

① 原発

原発の持続的最大限度活用・電源構成割合 2割

⇒再稼働促進、新增設・建て替えの容認、60年超の運転延長

(2) バックエンド対策

① 核燃料サイクル(核燃)の推進の立場を堅持。プルトニウム利用という基本方針のもと六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工は必ず成し遂げるべき重要課題、官民一体で取り組む重要課題と位置付ける。

② 高レベル廃棄物の最終処分問題は、原子力の長期利用の観点から重要課題であり、取り組みを抜本的に強化。

(3) 基本計画の豹変

3. 11以降の基本計画は、福島原発事故の反省のもとに「可能な限り原発依存度を低減する」と宣明した。

7次基本計画も「事故を二度と繰り返してはならない。事故の反省を一度たりとも忘れてはならない」と美辞麗句を並べたが、手のひらを返したように、国際エネルギー事情などを口実として依存度低減の文言を削除し、原発回帰に逆戻りしてしまいました。核燃政策の堅持、最終処分の取り組み強化は、バックエンドを完成して安定的な原発稼働を確保しようという狙いが明らかです。

(4) 基本計画批判

エネルギー問題は、国の基幹政策であるから、その計画は確たる達成の裏付けがなければなりません。しかし、基本計画は、できない計画の羅列で机上の空論、希望的観測と言わざるをえません。

2. 基本計画と規制の実情

(1) 原発再稼働

電力会社をはじめとする電力業界、経団連、国民民主党などはこぞって基本計画を評価しています。計画策定前後(2024～)以降の原発再稼働をめぐる状況は以下のとおりです。原

発回帰の加速振りが窺えます。

- ・2024年12月26日 女川原発2号機再稼働
- ・2024年11月13日 敦賀原発2号機の再稼働
…規制委不合格
- ・2024年12月 7日 島根原発2号機再稼働
- ・2025年 4月30日 泊原発3号機
規制委…新基準適合
- ・2025年 5月22日 美浜原発3号機(40年超
原発)運転再開
- 同年 7月22日 関電が敷地外での革新軽
水炉の建て替え等に向けた地
盤調査を行う方針を発表

※その他

- ・柏崎刈羽原発
7号機 テロ対策施設が完成せず再稼
働先送り
- 6号機 許可は下りたものの、新潟県
知事の同意が焦点
- ・東北電力東通原発1号機 規制委で審査中
- ・大間原発 規制委で審査中…基準地震
動を了承 原発本体の審査へ

(2) 有名無実な規制実態

福島事故が原子力行政の規制と推進の未分離によって起きたことの反省と教訓から創設された規制委と規制庁には、厳格な中立・公正性が、規制委には加えて強い独立性が要求されました。しかし、発足した規制委の委員の多くは原子力推進側の出身者であったり、原子力産業との癒着が指摘され、適格性に疑いがもたれる構成でした。また、規制庁職員もかつての安全審査に携わった官庁(経産省、科技庁)の出身者であったり、ノーリターンルールは形骸化し、中立、公正、独立性に強い疑問が持たれています。原子力推進委員会、原子力推進庁と揶揄されるゆえんです。

安全(適合性)審査の基準となるガイドや評価基準を朝令暮改的に改変・緩和、原発の安易な再稼働を連発、老朽原発の60年超稼働の容認など一連の審査は、設置の目的、規制機関の本分を忘れ、3.11以前の安全審査に逆戻りした様相を呈しています。

現在再処理裁判では、レッドセル問題が論争中ですが、この問題は竣工の可否と訴訟の勝敗を分ける重大な争点です。被告規制委が

独立・中立・公正の姿勢を貫いて適正な審査をするよう国民の不断の監視が必要です。

(3) 司法判断

一方、規制の一角を担う司法の原子力裁判に対する対応は、福島事故後は下級審において原発再稼働を止める良心的判決や決定が出ましたが、最近では3.11以前に後戻りしてしまいました。

住民敗訴の判決は、被告の主張を無批判的に容認し原告の主張を合理的理由なしに却下し、科学的知見を排斥し、かつての安全神話に依拠して国策に忖度した行政追従の司法判断がほとんどです。

原子力災害は最大の人権侵害です。裁判所は人権擁護の府として第2の「フクシマ」を防ぐ責務があります。しかし、近時裁判所はその役割を放棄していると思えます。このような司法の反動を基に戻すには、反原発・反核燃の国民世論を更に喚起し、原子力政策の転換を図り、原子力の危険を裁判官に認識、理解してもらう地道な運動が求められています。

〈最近の判決事例〉

- ① 福島原発事故被害住民が提起した損害賠償請求事件で国の責任否定(最判2022. 6. 17判決)
- ② 東電役員を被告とした東電株主代表訴訟の逆転棄却判決(東京高裁2025. 6. 6判決)
- ③ 東電役員に対する業務上過失致死傷事件の無罪確定(2025. 3. 5最高裁上告棄却決定)
- ④ 伊方原発差止請求棄却(広島高裁2025. 3. 5判決)・(松山地裁2025. 3. 18判決)

3. 再処理なき社会の実現に向けて

核燃サイクルの中核で破綻寸前の再処理工場に焦点を当てて、私たちは今何をすればよいのかを検討してみます。

言うまでもなく、反対運動には、有効にして確たる戦術の構築が必要です。

敵の弱点はどこにあるのか、何故政・財・官は再処理をやめられないのか。この2点を問題意識として共有して戦いに臨めば勝機は

必ず訪れます。

4. 再処理事業の弱点

(1) 未熟な再処理技術

「止める、冷やす、閉じ込める」の安全3原則の中でも、再処理にとって最も重要な安全対策は、冷やすことです。再処理工場の保守管理中の2022年7月2日に高レベル廃液の冷却機能一時喪失事故が起きました。これ以外にも大小あわせて200件を超える事故・トラブルが起きています。工場停止の直積的原因となったのはガラス固化の失敗ですが、未だ復旧のメドは立っていません。

(2) 経済性の喪失

2025年6月に再処理機構が試算して公表した再処理工場の総事業費は15.62兆円に膨れ上がり、これにMOX工場の総事業費2.60兆円を合計すると、18.22兆円になります。この負債の中には再処理工場の操業予定期間40年後の分は反映されていませんし、今後の物価や人件費の上昇も考慮していないため、更に増額になる可能性があります。18兆円は、従来型原発の約十数倍、新型原発の約十数倍の建設費に相当します。

せん。高速増殖炉もんじゅが廃止措置となり、プルサーマル計画が破綻すれば、このような巨費をドブに捨てることになってしまいます。

日本原燃は、再処理機構の下請けとなって再処理事業を行っていますが、これまでの売り上げはゼロで、機構が電力会社から徴収した「拋出金」の前払いで、かろうじて息をつなぐ経営を続けています。

現在工場の運転は停止していますが、1日3億円といわれる保守・管理費用が支出されています。もんじゅは約1兆円のコストが理由で廃炉となりましたが、金食い虫の再処理工場の本格稼働を許してはなりません。

(3) 事故・被ばくの危険性

再処理工場の立地条件は極めて劣悪です。

活断層が工場の直下を走り、十和田カルデラの火砕流が工場を襲う危険があり、工場に近接する射爆場での訓練機(F35など)の墜落、隣接の石油備蓄基地の火災等々事故要因は枚挙にいとまがありません。

平常運転中でも大量の放射能が大気や海に放出されます。臨界事故、使用済み燃料の損傷、高レベル廃液の冷却喪失で発生する蒸発乾固、有機溶媒の火災・爆発などによる重大事故の発生は広範囲な住民の死亡と被ばくをもたらします。

これに対する避難計画はずさんで実効性が認められません。

(4) 再処理の意義は失われた

再処理の主たる目的は、使用済み燃料からプルトニウムを取り出して電力源とすることにあります。

しかし、高速増殖炉サイクルは破綻し、プルサーマル原発はわずか3原発4基にとどまっており、六ヶ所再処理工場でプルトニウムを製造(年間6.6トン)してもその使い道はありません。米国は既に再処理・プルサーマル計画を放棄しており、英国政府も最近プルトニウムの地層処分による廃棄を決定しました。

逆に、プルトニウム保有は、核不拡散の国際秩序を乱すとの非難が高まり、政府はプルトニウム減政策を余儀なくされているのが現状です。

再処理の意義は失われ、全量再処理路線は



2025.6.24 東奥日報

この費用は、消費者の電力料金に加算され、結局は国民負担となることを忘れてはなりません

完全に破綻しています。

5. 再処理に執着するワケ

前記のように、弱点だらけの再処理工場の稼働をなぜやめないのでしょうか。

その理由を以下のようにまとめてみました。

(1) 政府・核燃官僚の政策変更リスク評価

- ① 使用済燃料の搬出先を失うことにより、原発の稼働が不可能もしくは困難になることの危機感
- ② 立地協力してくれた地元との信頼関係を損なうことによる放射性廃棄物の受け入れ拒否と搬出要求の再現及び廃棄物最終処分地や中間貯蔵場立地拒否への波及リスクの回避
- ③ 海外返還廃棄物の受け入れが不能となることにより国際問題に発展することの懸念
- ④ 日米原子力協定上の既得権(ウラン濃縮・再処理)喪失の危機感
- ⑤ 核物質(濃縮ウラン・プルトニウム)製造の拠点がなくなることによる潜在的核保有能力喪失への焦り。核兵器禁止条約不参加の背景にはこのような思惑があると思われます。
- ⑥ 再処理政策の中止に伴い生じる責任問題を回避したい。

(2) 原子カムの思惑

- ① 使用済燃料の搬出先の確保は、原発の延命に不可欠
- ② 六ヶ所再処理工場の閉鎖により、投下資本の回収が不能となり、保証債務の履行要求が続出(日本原燃の2024年度の負債は2兆8530億円)。工場廃止に伴う原状回復費用の負担や地元自治体に対する補償問題が発生する事態を回避したい。
- ③ 核燃事業をめぐって政・官・財・産業界に張り巡らされた利権構造を守りたい。

6. 再処理推進の陰り

政府も電力会社も再処理事業の弱点と矛盾をかかえながらも、積極的推進の姿勢を変えようとしていません。しかし、このような強気な政策の背後には、以下に述べるような再

処理推進の陰りと躊躇が垣間見えます。

- ① 長期計画によると、核燃は推進するが、中長期的対応に柔軟性をもたせると明記(将来の中止も想定)。

使用済燃料の処分について、直接処分などの代替オプションに関する調査・研究を着実に推進と謳う。

- ② 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の設立により、再処理は国策国営事業になりました。将来政権交代や国際的圧力による再処理政策の転換を契機としてコスト問題やプルトニウムバランスの確保等を理由に経産大臣が再処理にストップをかけることが法的に可能となります。
- ③ 世界の各地域で戦争が勃発して核兵器の使用が危惧される情勢の中で、余剰プルトニウムを保有するわが国に対する国際的非難、再処理中止の世論が高まることが予想され、日本が孤立するおそれがあります。
- ④ 電源構成に占める原発の割合がさらに低下するおそれ。
- ⑤ 電力料金高騰に対する消費者の非難・苦情。
- ⑥ 総括原価方式の廃止など電力自由化の促進による電力事業の低迷。
- ⑦ 再処理の知識と技術を持った専門家不足、再処理技術の研究、開発体制の不備及び人材確保・養成の困難。

7. おわりに

孫子の兵法に「敵を知り己を知れば百戦危うからず」という教えがあります。敵の弱点を突いて困難な状況を打開し、推進側の危機感を現実化することによって展望を切り開き、所期の目的を達成しましょう。

原発がなければ再処理工場はいりません。再処理工場がなければ原発は動かさません。青森は原発立地住民と連帯して原子力のない社会を目指します。原告団が裁判を通じて核燃の白紙撤回を勝ち取ります。共に頑張りましょう。

準備書面（217）

原告適格と最大想定事故（1）

弁護士 浅石 紘爾

1 被告の主張

被告は、再処理工場は原発に比べて、その潜在的危険性は小さく、社会通念上直接的かつ重大な被害を受けることは想定できない。また、被ばく被害の危険性を抽象的に述べるにとどまるとして、本訴原告全員が原告適格を欠くと主張する。

しかしこの主張は、使用済燃料の貯蔵容量との比較だけでも、本件施設の方が圧倒的に大量であること、本件施設の潜在的危険性が原発より小さいという独断的偏見を前提としていること（この点については、原告ら準備書面（167）を参照されたい）、以下に述べる最大想定事故評価が欠落している点から失当と言わざるを得ない。

なお、ウラン濃縮、低レベル廃棄物最終処分訴訟では、六ヶ所村民、野辺地町民の原告が原告適格を認められている。

2 最大想定事故の主張

本準備書面では、6つの事故評価を紹介している。最初の4つは旧訴状で引用したケースである。①本件再処理工場に関するゴフマンの評価、②西ドイツの再処理工場に関するケルン原子炉安全研究所の評価、③ヴァッカーズドルフ再処理工場に関するグリーンピースの評価、④本件再処理工場に関する高木仁三郎氏の評価。

③と④は高木氏の「核燃料サイクル施設批判」（甲F第10号証）で詳細に解説されているので、②についてその概要を述べる。

「事故のシナリオは、使用済燃料プールの冷却機能喪失事故が起きた場合、風下100kmの住民3000万人が即死する。また、高レベル廃液貯槽の冷却系事故が起きると100km先で致死線量の200倍、600km先で30ないし40倍、1万km離れてやっと致死線量の約600レム(6Sv)に下がるという地球規模での大惨事を想定している。」

本準備書面では、以上の事故評価に加え、本施設の使用済燃料プールに関する上澤千尋氏及び小出裕章氏の事故評価を紹介する。

3 上澤氏の評価（甲A第20号証）

(1) 経産の条件と方法

使用済燃料プールに貯蔵されている3000tの燃料に内蔵する放射能のうち1%が環境中に放出されたケースで被害想定を行なったものである。

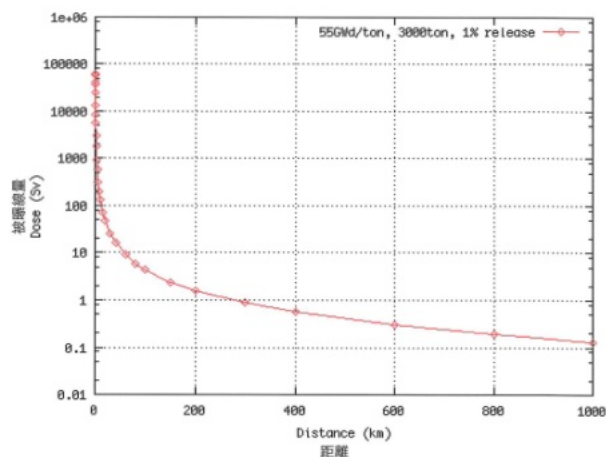
使用済燃料は原発の貯蔵施設で1年間冷却保管したものを仮定している。放出される核種と放射エネルギーは、表1記載のとおりクリプトン、ストロンチウム、プルトニウムなど22核種とそれから出る放射エネルギーである。

(2) 距離と被曝線量

表1. 放出される核種と放射エネルギー（1%が放出される場合）

核種	半減期	放出量[ベクレル]
クリプトン-85	10.8年	1.51E+16
ストロンチウム-89	50.53日	6.98E+15
ストロンチウム-90	28.79年	1.39E+17
イットリウム-91	58.51日	1.66E+16
ジルコニウム-95	64.02日	3.62E+16
ニオブ-95	34.99日	3.62E+16
ルテチウム-103	39.26日	3.06E+15
ルテチウム-106	373.59日	4.14E+17
テクネチウム-129m	33.6日	1.99E+13
ヨウ素-129	1570万年	5.64E+10
セシウム-134	754.5日	2.52E+17
セシウム-137	30.7年	1.89E+17
セリウム-141	32.5日	7.04E+14
セリウム-144	284.89日	6.21E+17
プルトニウム-238	87.7年	7.13E+15
プルトニウム-239	24110年	4.43E+14
プルトニウム-240	6564年	7.19E+14
プルトニウム-241	14.29年	2.09E+17
プルトニウム-242	373300年	3.88E+12
アメリシウム-241	432.2年	2.70E+14
キュリウム-242	162.8日	2.03E+16
キュリウム-244	18.1年	8.28E+15

図1. 距離と被曝線量（1%放出の場合）

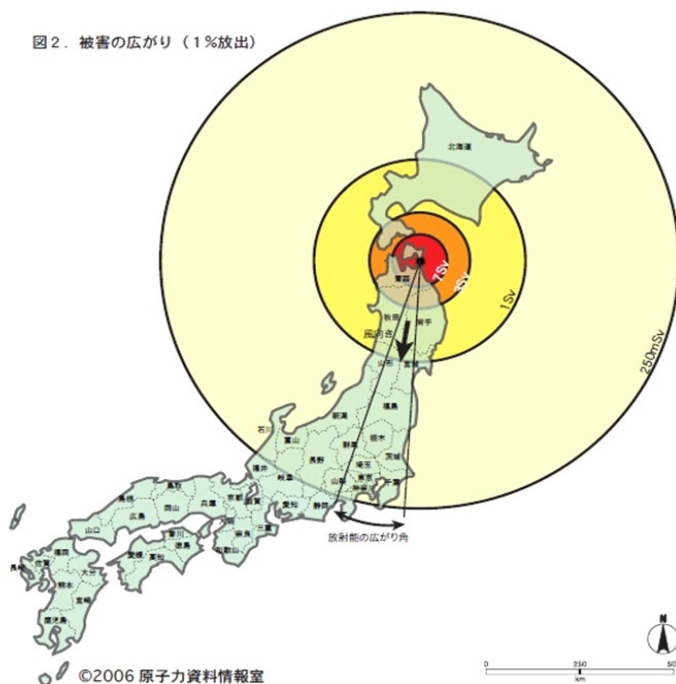


(3) 被曝の影響(健康影響)とその影響が及ぶ範囲は、表3と図2のとおりである。

表3. おもな被曝線量と健康被害をあたる距離

被曝線量	距離[km]	健康被害の程度(めやす)	地域
7シーベルト	73.5	全数死亡	六ヶ所村を含む上北郡・下北郡・三沢市・むつ市・青森市
3シーベルト	134.4	半数死亡	函館市・弘前市・盛岡市
1シーベルト	281.7	急性障害・一部死亡	
250ミリシーベルト	691.1	急性障害	首都圏・横浜市・北信越地方・北海道全域

図2. 被害の広がり(1%放出)



- ① 六ヶ所村を含む上北郡、下北郡、三沢市、八戸市、青森市は全数死亡
- ② 函館市、弘前市、盛岡市は半数死亡
- ③ 岩手県及び秋田県は急性障害もしくは一部死亡
- ④ 首都圏、横浜市、北信越地方、北海道全域は急性障害

4 小出氏の評価(「六ヶ所再処理工場の災害評価に関する覚書」・甲A第727号証)

(1) 事故シナリオ

使用済燃料プール(3000t貯蔵)に訓練中のF15戦闘機がバンカーバスター爆弾を抱えたまま墜落し、爆発する事故が発生した場合、①5%の放射能が30分間放出するケース(第1期)、②プール水が抜け冷却不能となり、半日ごとに燃料が10%ずつ4日間溶融するケース(第2期)。

(2) 被害の及ぶ範囲 — 第1期のケース

① 急性死者が生じる風向きと人数(表3)

② がん死者が生じる風向きと人数(図2)

再処理工場の事故の場合、アルファ線を放出する超ウラン元素の存在割合が高くなっており、それらの核種は一度吸入してしまえば、長期間にわたって体内に残留し被曝を与え続ける。その結果、仮に事故後1週間で汚染地から避難したとしても、長期にわたって受ける被曝線量は多大なものになる。

その結果生じるがん死者の数を風向別に図に示す。事故時に風がどちらに向いているかによって被害が発生する場所はもちろん異なる。図2では、それぞれの風向きごとにがん死者の数を示してあるが、これらは、すべてがいっせいに生じるわけではなく、

表3 第1期に急性死者が生じる風向と人数

風下 角度	都道 府県	市町村区	人口 [人]	距離 [Km]	放射能雲の 到達時刻	線量(Sv)		急性死
						短期	長期	
120	青森	六ヶ所村	11853	3.7	0 ⁰⁰ :15	20.390	193.208	11851
180	青森	三沢市	42493	33.1	0 ⁰² :18	.669	6.330	3
195	青森	上北町	9929	28.2	0 ⁰¹ :57	.853	8.075	2
	青森	十和田市	63364	41.8	0 ⁰² :54	.474	4.487	1
210	青森	東北町	10662	23.7	0 ⁰¹ :39	1.104	10.454	10
	青森	天間林村	8722	29.6	0 ⁰² :03	.792	7.502	1
240	青森	野辺地町	16011	21.7	0 ⁰¹ :30	1.266	11.985	31
255	青森	平内町	14528	32.1	0 ⁰² :14	.702	6.643	1
	青森	青森市	297763	51.2	0 ⁰³ :33	.351	3.327	1
330	青森	横浜町	5506	13.2	0 ⁰⁰ :55	2.698	25.546	582
345	青森	むつ市	49340	37.2	0 ⁰² :35	.564	5.336	1

どれか一つの 風下だけで被害が生じることになる。たとえば、風向が東北地方を縦断して東京方面に向かう場合には、100万人近いがん死者が出ることになる。

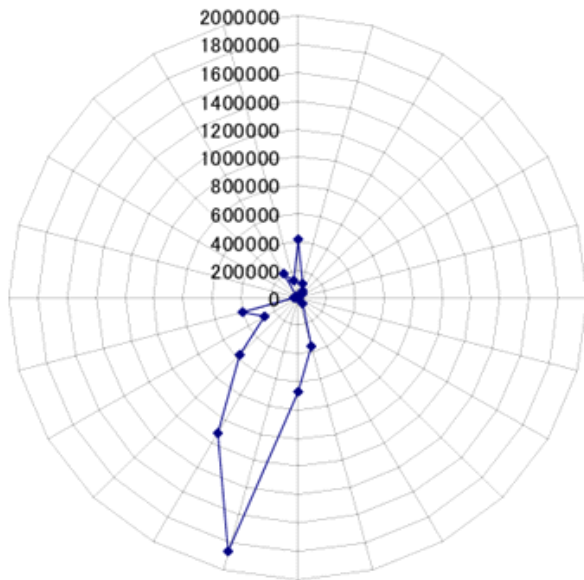
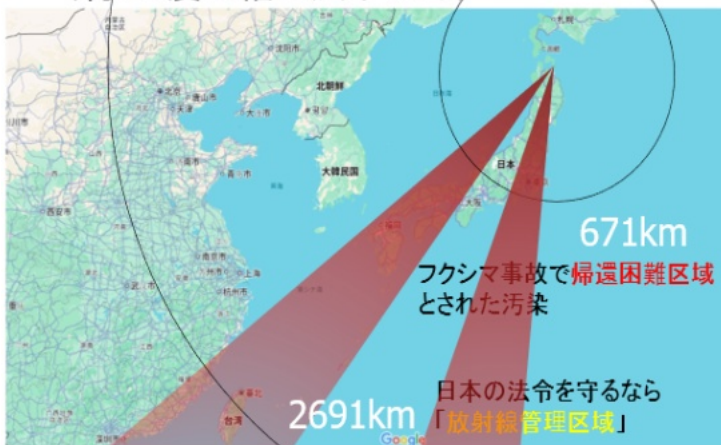


図2 第1期の被害で生じる風向別がん死者数

③ セシウム137の汚染は約2700kmの彼方まで放射線管理区域となる。

第1期(使用済み燃料プールにある燃料の5%が30分間に放出される)において汚染が及ぶ距離(約15度の幅の風下のみ)



(3) 被害の及ぶ範囲 — 第2期のケース

① 放射能が南に流れると、がん死者は11万人程度となる。

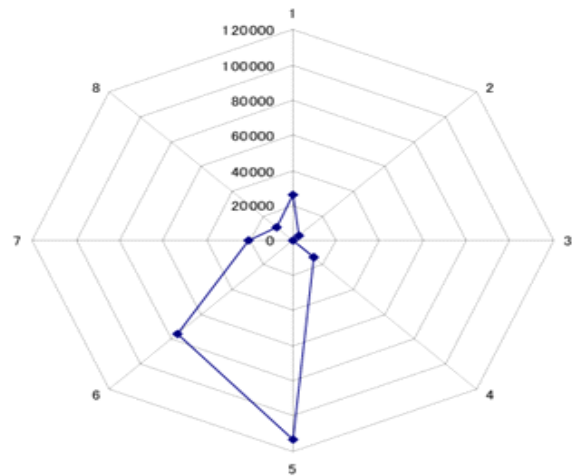
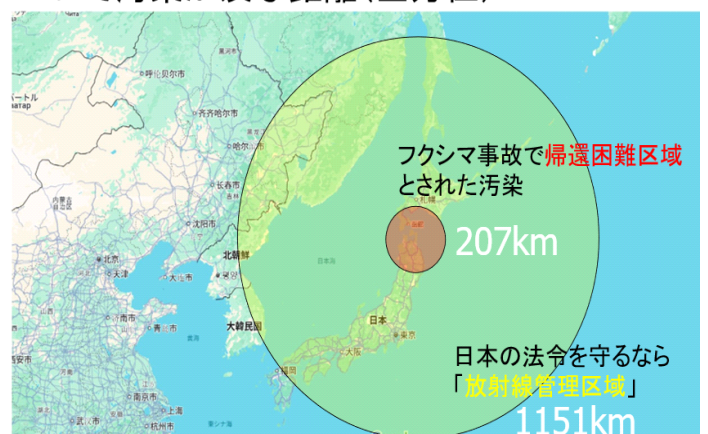


図5 第2期の被害で生じる風向別がん死者数

② セシウム137の汚染は1100kmを超え、日本全土はおろか東アジアの彼方まで放射線管理区域となる。

第2期(プールの冷却ができなくなり、半日ごとに10%が風下を変えながら4日間にわたって放出される)において汚染が及ぶ距離(全方位)



5 結語

以上により、六ヶ所再処理施設において重大事故が発生した場合には、広範囲にわたる住民にがんや放射線被曝が発生するから、本件旧訴・新訴原告全員に原告適格が認められて然るべきである。

最後に、本件準備書面作成にあたり、前記「覚書」及びセシウム137の汚染範囲(2025年、なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク主催の3.11集会での講演資料の一部)の引用を快諾された小出裕章氏に感謝いたします。

準備書面（218）

被告準備書面(16)(19)(20)及び(23)に対する反論 ①

弁護士 中野 宏典

執筆者紹介

準備書面の作成者中野代理人は、大間、川内、伊方、高浜など国内で提起されているほぼ全ての原発訴訟において、火山噴火の危険性に関する主張と証人調べの専任代理人として孤軍(?)奮闘しています。



準備書面は、これまでの証人調べ(主尋問、反対尋問)の結果を整理し、火山ガイドと規制委審査の不合理性及び原審判決の不当性を指摘し、本件再処理訴訟における規制委判断の過誤・欠落を論破した大作です。以下の要約でわかり難いところは、ホームページの原典にあたって理解を深めてください。

火山事象の争点1

火山事象の論点は多岐にわたりますが、立地評価と影響評価、それぞれについて基準の不合理性と基準適合性判断の不合理性に大別できます。

《準備書面要約》

第1 新規制基準の考え方と近時の裁判例について

1 相対的安全と社会通念、新規制基準の考え方の不合理性

(1) 絶対的安全と相対的安全

ア 近時、原発の稼働を認める裁判例が相次いでいる。

- ① 2025（令和7）年2月21日 川内原発 鹿児島地裁判決（民事差止）
- ② 2025（令和7）年3月5日 伊方原発 広島地裁判決（民事差止）
- ③ 2025（令和7）年3月14日 高浜1、2、美浜3 名古屋地裁判決（行訴）
- ④ 2025（令和7）年3月18日 伊方原発 松山地裁判決（民事差止）

しかしながら、これらの裁判例は、いずれも原発に求められる安全の程度を極めて緩やかに解釈している。福島第一原発事故から14年が経過した現在、残念ながら、裁判官の一部に、同事故の甚大な被害を忘れ、原発へと回帰する政府の意向に付度・追従して、原発の稼働を容認するという新しい安全神話（現実を直視せず、思考停止に陥って安全と信じ込む発想）に染まった者がいるというほかない。

イ 上記の裁判例においては、科学技術について、絶対的安全を要求することができず、原発の危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさを比較衡量した上で、社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合には、これを安全なものとして利用するというのが相対的安全の考え方であり、これが採用されるべき旨判示されている。

ウ 「新規制基準の考え方」は、一般に、科学技術の分野においては、絶対的安全を達成することも要求することもできないとする。

重要なのは、相対的安全を前提として、高度な安全を要求するのか、それとも緩やかな安全で足りるとするのか、その具体的な内容を明らかにすることである。そして、福島第一原発事故の反省や教訓、炉規法の趣旨に照らせば、高度な安全が要求されるべきである。

(2) 社会としての受容可能性ではなく、周辺住民としての受忍可能性を問題とすべきである。

上記の裁判例は、相対的安全の考え方を採用するとしただけで、原発の安全について、社会通念を基準として判断すべきとしている。

しかし、原発においてはリスクと便益の偏在が存在するから、社会通念を基準とするのは不合理であり、危険(リスク)を引き受ける「周辺住民にとって受忍せざるを得ないといえる程度に低減されているか」という観点で捉えるべきである。

(3) 原規委は社会通念を考慮していなかった。

原規委の中に「社会がどの程度の危険までを容認するか」を判断できるような専門家はいない。原規委は、あくまでも科学者の集団であり、人文・社会科学的領域の専門家は存在しない。「専門技術的裁量」という用語も、裁判所が専門的知見を有しない自然科学的領域に関する裁量であり、人文・社会科学的領域について専門技術的裁量は認められない。

そもそも、原子力規制において、「社会通念」という用語が初めて用いられたのは、福岡高裁宮崎支部決定が出された直後に策定された「新規規制基準の考え方」からであって、それ以前の原規委の文章に「社会通念」という文言はない。

原規委が、当初から、「社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかない」と考えていたわけではなく、宮崎支部決定で、火山ガイドは不合理であるけれども、破局的噴火のリスクについては、社会通念上容認できるという判示がされたために、原規委が、裁判対策としてこのような主張をするようになったものである。

社会通念論は後付けの理屈であり、原規委はこれを奇貨として便乗しただけであること



私自身は、(社会通念論的な) 考え方を持っていた。巨大噴火によるリスクは、日本の国民に許容されているというふうに判断するしかないと考えていた。裁判所の判決だったか決定だったか忘れたが、この社会通念という4文字の用語を使って説明されている文書があって、**なるほど、この用語を使うとこういうふうに説明できるんだと認識**して、これは、規制委員会の文書を作るに当たっても**使える用語だな**という話になった(甲D502・p22-23)

(国民が本当にそのリスクを許容しているのか、調査検討したか) **するまでもない**。国民が許容しないなら、他の規制で巨大噴火を想定した対策が講じられるはず。(一般的な危険施設と原発の安全を) 同列に考えてはいけないという理屈が私には**分からない**(甲D502・p58-59)

「新規規制基準の考え方」は、宮崎支部決定を奇貨として便乗しただけ

愛媛県の伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会において、森伸一郎委員から、「安全性をどのように定義しているのか」との質問に対し、原規庁の米林氏は、「基本的に安全性は科学的、技術的見地からということで、考えております。」と回答している。

原規庁・技術基盤課の川口氏は、「国民の

リスク受け入れられるとかそういった観点については今回含まれているものではないと認識している」と回答している。

社会通念論が後付けの論理であることは明白であり、新規規制基準の策定時には、そのような考え方は存在しなかった。

原規委・原規庁は、社会通念がどのようなものであるかという観点で調査・研究を行ってもいないのであり、原規委が社会通念を判断できる、あるいは判断しているという前提自体が事実誤認である。

2 原規委の策定する基準が社会通念を具現化しているか。

(1) 社会通念を具現化しているというのは事実誤認である

上記裁判例は、原規委が策定した「安全性の基準は、社会通念上求められる程度の安全性を具現化したもの」「社会通念上求められる安全性の程度を具体化したもの」などと判示し、原規委が、その基準に適合すると判断した原発は、「安全性を具備するものと一応推認するのが相当」などとして、原規委の定めた安全基準こそが安全の程度を具現化しているとする。

しかし、原規委の基準は安全性の基準ではなく、あくまでも「規制」基準である。この点は、田中俊一・元委員長が、繰り返して安全とは申し上げない」「基準さえ満たせば安全であるという誤解を呼ぶ」などと発言しているところから明かである。

裁判所は、原規委の判断が社会通念そのものであるかのような

虚構を作り出して、大きな自然現象を敢えて「想定外」にしようとしている。このような虚構こそが、「安全神話」であり、事故後14年を経て、新しい安全神話が完全に復活してしまったというほかない。

(2) 次の福島第一原発事故を止めるための判断枠組みが求められる

鹿児島地判や松山地判のような枠組みを採

用すれば、規制行政の判断が社会通念であると判断されるのであるから、福島第一原発事故を防げたはずがない。これらの裁判例の不当性はあまりにも明白である。

3 現実の原規委の姿

ア 以上述べてきたとおり、近時の裁判例は、明らかに原発推進へ回帰しており、公平性を欠く不当な判断を繰り返している。福島第一原発事故の教訓どころか、同事故以前の判断枠組みに戻っており、新しい安全神話(現実を直視せず、思考停止に陥って安全と信じ込む発想)に染まっているというほかない。

司法は、福島第一原発事故を防ぐことができなかった。その反省を踏まえれば、国民の生命や身体の安全を守るため、今度こそ厳格な司法判断を行って、次の福島事故を防がなければならない。それには、原子力行政に対する健全な警戒感を持つことが不可欠である。

イ 今の原規委は、裁判で、基準が不合理だという指摘を受けると、より安全な方向に規制を修正するのではなく、基準自体を緩めてしまうという改悪をして、何とか原発を稼働できるように必死になっている。

国会事故調査委員会の委員長であった黒川清氏は、「日本の安全対策は明らかに不十分」

「あれだけの事故が起きて10年経っても、政策は本質的に変わっていない」「7項目の提言はほとんど顧みられず、『規制の虜』の問題も残ったまま」「日本はいまだに事故の教訓をしっ

かりとくみ取らず、その教訓は瓦礫となって取り残されている」などと発言している。これが、現実の原子力規制行政の姿である。

ウ このような組織が作る基準が、社会通念を具現化したものだなどというのは、あまりにも非現実的で荒唐無稽な虚構というほかない。

4 行政訴訟における判断枠組み

(1) 行政裁量が認められる場合の一般的な判断枠組み

一般に、行政裁量が認められる場合の裁量権の逸脱・濫用が認められる場合としては、①法律の目的違反、②不正な動機、③平等原則違反、④比例原則違反などが挙げられている。

考慮事項審査においては、①考慮すべき事項を考慮したか(要考慮事項の不考慮)、②考慮すべきでない事項を考慮していないか(他事考慮)のほか、③各考慮事項について重要度を評価し、当該評価を誤った場合にも裁量権の逸脱濫用を認める実質的考慮事項審査があるとされる。

(2) 原発訴訟における特殊性・・・政治的・政策的裁量ではない

原子力施設に係る判断においては、行政庁に認められる裁量が、広汎な政治的・政策的裁量ではなく、専門技術的裁量である点に注意が必要である。

したがって、本件のような原子力施設に関する処分の違法性判断においては、通常の裁量統制よりも厳格な判断が求められる。

原発行政訴訟における裁量の逸脱・濫用に係る具体的判断基準

平成3年裁判官会同(甲A544・p652-653)

行政庁には、常に**最良の選択**をすべきであり、安全か否かの判断につき、(政策的裁量のように)幾つかの科学的学説のうちいずれを採ることも許されるという意味での**裁量の余地はない**。

原規委の裁量は、政策的裁量と比較して**極めて狭い**。

宇賀克也『行政法概説Ⅰ』(p356-360)

▶ 行政裁量が逸脱・濫用となる事由：①**法律の目的違反**、②不正な動機、③平等原則違反、④比例原則違反、⑤裁量権行使の前提となる**事実の誤認**。

▶ 考慮事項に着目した審査(考慮事項審査)：①考慮すべき事項を考慮していない(**要考慮事項の不考慮**)、②考慮すべきでない事項を考慮した(**他事考慮**)、③各考慮事項についての重要度の評価を誤った(**考慮事項の評価の誤り**)。

専門技術的裁量の範囲が狭いことを踏まえ、**厳格に判断**すべき。

第2 争点Ⅰ-立地評価に関する基準の不合理性

1 平成25年火山ガイドの策定経緯等

(1) 巨大噴火とそれ以外を区別していなかったこと

ア 平成25年火山ガイドにおいて巨大噴火とそれ以外を区別していたことを被告が主張立証しなければならない

重要なのは、火山ガイド策定に係る議事録のどこにも、巨大噴火とそれ以外の噴火とを区別して審査を行い、巨大噴火については緩

やかな評価で足りるという内容の記載・議論がないことである。

そもそも、巨大噴火とそれ以外とを区別し、巨大噴火について緩やかな評価で足りるとする令和元年火山ガイドが合理的である旨を主張立証しなければならないのは被告である。

イ 被告の主張に対する反論

被告は、準備書面16の第2・4項及び5項において、原告らの主張によっても巨大噴火とそれ以外について評価方法を別異に扱うことは否定されないかのように反論している。

しかし、平成25年火山ガイド策定時に、巨大噴火とそれ以外とを区別し、前者について緩やかな評価で足りると考えていなかったことは、火山ガイドの原案を作成した安池由幸氏が証人尋問で認めた事実である。

安池氏は、令和元年火山ガイドの前提となった「基本的な考え方」について、平成25年火山ガイド原案とは「少し違うなと思いますけどね」と明確に証言している。

(2) 活動可能性評価とモニタリングの関係

ア 議事録や証人尋問等から推認できる事実

火山ガイドの作成に関わった山田課長自身が、火山の活動可能性評価について、地震と比較しても「かなり熟度が低い」、その不確実性を補うためにモニタリングをする、それがガイドの根っこにあるなどと発言している。

これらの発言は、明らかに被告の主張とは異なっている。活動可能性評価が十分な確度でできないからこそ、モニタリングによって前兆現象を把握し、把握した場合には原子炉

の停止、核燃料の搬出を行うこととしたのだから、モニタリングによって前兆現象を把握することが困難だということであれば、不確実性の大きい活動可能性評価だけで安全が確保できることにはならないのは当然である。

火山ガイド原案を作成した安池氏は、自身は、平成25年火山ガイド策定時に、モニタリングの実力を誤解していなかったとしつつ、上記山田課長の発言に対して、「少し説明が少し違うなとは思いました、私も」とか「ちょっと違うかなという気はしますね」などと、安池氏の認識とは違う、すなわち、山田課長らはモニタリングの実力を誤解していたことを認める証言をしている。

2 争点 I ① (立地評価が保守的なものになっていないこと)に関連する部分

(1) 噴火予測や活動可能性評価の困難性

ア 科学的知見に不確実性が存在することは被告も認めている

被告は、それぞれの考慮事項や科学的知見について、個々に見れば、その精度や正確性等に一定の限界があることを認め、火山ガイドの立地評価の方法は、噴火の時期及び規模を的確に予測できることを前提としたものではないことを認めている。

その上で、被告は、巨大噴火の立地評価において行われるのは、巨大噴火がいつ起きるのか又はいつまでは起きないのかを予測しようとするのではなく、社会通念による考慮も含めて、「火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価できるか」

(a 要件) 及び「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られているかどうか」

(b 要件) であるとする。

しかし、これは趣旨不明である。原発に設計対応不可能な火山事象をもたらすような噴火が、少なくとも運用期間中においては発生しない(発生する可能性が極めて小さい)と

安池氏も、平成25年火山ガイドの原案と、「基本的な考え方」は違うと認識していること

次の質問に移りますね。次は、じゃ、いわゆる、基本的な考え方というものについて伺います。2018年3月7日に出た規制庁が出したものです。これは、火山ガイドを分かりやすくまとめたもので、内容に変更はないということなんですかね。

って書いてあるんですよね。

はい。あなたの認識はどうか。

私は、この基本的考え方についての議論には参加してないです。地震・津波研究部門としてね。ですので、この考え方については、ちょっと私は、何か言えるような立場ではないという認識です。

あなたが今、個人的に見て、議論の中でということじゃなくて、あなた個人の認識として、同じあなたが作った火山ガイドの原案と、この基本的考え方に書かれてることが同じように見えるか見えないかということはどうでしょう。

個人的認識を述べてもよろしいんでしょうか。

あなたの認識を知りたいのがこの証人尋問なんですけど。

であれば、少し違うなと思いますけどね。 甲D499-p53-54

(火山ガイドの原案と、基本的な考え方に書かれていることは) 少し違うなと思います (甲D499-p53-54)



安池由幸

回避的な証言を続けてきた安池氏が
ついに話した**本音**が
自身の作った火山ガイド原案と
令和元年火山ガイドのもとになった
「基本的な考え方」は**違う**という証言

極めて**信用性が高い**

いえなければ、原発の安全は確保されず、災害の防止上支障がないとはいえないはずである。「巨大噴火がいつまでは起きないのか」を適確に予測できないのであれば、保守的に、発生するものとして扱えばよいのであって、a 要件やb 要件を満たすだけで、なぜ「災害の防止上支障がない」とか「想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわない」といえるのか、判断過程やその合理的根拠について、被告は何も主張立証していない。

イ 不確実なものを総合しても確度の高い科学的判断にはならない

被告は、それぞれの考慮事項や科学的知見について、個々に見れば、その精度や正確性等に一定の限界があることを前提としており、その上で、そうであるとしても、これらを総合的に考慮することにより、a 要件やb 要件を評価することは可能であるとの考え方に立っていると反論する。

しかし、被告は、具体的に、何をどのように総合すれば、不確実なものが信頼性の高い評価になるのか、何も説明しておらず、判断過程が理由とともに明示されているとはいえない。

この点につき、異証人鹿児島尋問では、不確実なものを総合して確実性の高い予測と評価することは可能か、との質問に対し、「それは当然ながら不可能です」と明確に否定されている。異岩国尋問でも、「誤った評価をいくら総合して判断したところで、全体として合理性のある評価にはなりません。」とし、総合考慮論によって住民側の請求を退けた広島高裁仮処分決定に対しても、厳しく批判している。

(2) マグマ溜まりを把握できないこと

原告らは、火山学の専門家の発言を踏まえ、また、マグマ学の世界的権威である巽氏にご協力いただいて、地球物理学的調査によっても、地下に巨大噴火を引き起こすようなマグマ溜まりが存在するか否かを精度よく把握することは困難であることを主張した。

具体的には、①そもそも相当稠密な調査が行われない限り、地球物理学的調査によって、

地下のマグマ溜まりを把握することは困難であること、②マグマがマッシュ状(粥状)で存在する場合には、把握はさらに困難であり、これらが再活性化すると短期間で噴火可能な状態になり得ること、③巨大噴火を引き起こすマグマ溜まりが必ず浮力中立点付近に定置するとは限らず、より深部まで調査をする必要があるが、深部になればなるほど把握が困難になることなどを根拠として、原規委のいう「ポテンシャルの把握」も困難であることを指摘した。

(3)「基本的な考え方」の不合理性

ア 原告らの主張

原告らは、「基本的な考え方」について、平成25年火山ガイドの考え方とは異なり、実質的に平成25年ガイドを改悪し、宮崎支部決定が考え出した社会通念論に依拠して、巨大噴火について極めて緩やかな審査しか行わなくてよいとするものだとして主張し、「基本的な考え方」が示すa 要件(非切迫性の要件)及びb 要件(具体的根拠欠缺の要件)について、それらがいずれも不合理であることを主張した。

イ 想定される自然現象に関する裁量

被告は、原子力施設に求められる安全を「相対的安全」とし、その具体的水準は、原規委が、我が国の科学技術水準のみならず、災害の特徴等を踏まえ、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点も考慮に入れなければならない、その判断は原規委の専門技術的裁量に委ねられていると主張する。

しかし、「専門技術的裁量」というのは、社会通念とは無関係な科学的、技術的な判断であるし、原規委も、平成25年火山ガイドの時点ではこのような考え方を採用していなかった。

被告は、自然現象について、どのような規模のものを想定すべきかという点は原規委の裁量に委ねられているとし、司法審査が及ばないものであるかのように主張するが、絶対に忘れてはならないのは、福島第一原発事故は、想定すべき自然現象を誤り、大規模な自然現象の発生可能性が指摘されていたにもかかわらず、これを否定し続けた挙句に発生し

た人災だということである。原子力規制行政は、この点で判断を誤ったという動かし難い事実が司法判断の中心に据えられなければならない。

どのような自然災害まで考慮するかは原規委の裁量に委ねられているなどという主張は法の趣旨・目的に反する解釈であって、言語道断のものというほかない。

なお、被告は、巨大噴火について極めて低頻度というが、日本全土で、VEI7の破局的噴火でも1万年に1回程度の頻度、VEI6の巨大噴火については数千年に1回程度の頻度であって、一般には低頻度といって差し支えないが、少なくとも原子力の分野で、この程度の頻度の自然現象を考慮すべきことは当然である。SSG-21でも、深刻な事故の発生頻度を 10^{-7} 以下程度に抑えるべきことが指摘されており、安全目標も、セシウム137が100TBqを超えて放出されるような事故を 10^{-6} 以下に抑えることとされていることから明らかである。

平成25年火山ガイド策定時には、巨大噴火は低頻度事象とは考えられていなかったことは明らかであり、被告の主張は後付けにすぎない。

4 争点 I ②（巨大噴火とそれ以外を区別していること）に関連する部分

(1) 社会通念論について

ア 平成25年火山ガイドは社会通念論を採用していなかった

イ 異氏の指摘に対する反論部分について

異氏は、危険値という概念を用いて、社会通念を論ずるのであれば定量的に論ずるべきことを主張する。

これに対し、被告は、危険値という概念は独自のものであり、原子力規制においては、「被害が大きければ大きい事象であるほど、たとえ低頻度であっても考慮するという危険値なる考え方は採用されていない」などと主張する。

しかし、危険値という概念は、確率の大きさに被害の大きさを乗じた数値であり、統計学における期待値をさす（災害に用いるため、「期待値」というのは不適切なので「危険値」

と言っているにすぎない）。期待値という考え方は、統計学においては極めて基本的な考え方であり、異氏独自のものでは全くない。

(2) 安全目標との関係について

原告らは、巨大噴火が日本において数千年に1回程度の頻度で発生する自然現象であることについて、安全目標においてセシウム137が100TBqを超えて放出されるような事故を 10^{-6} 以下に抑えることとされていることに照らし、巨大噴火を考慮することは当然であり、社会通念によってこれを無視ないし軽視することは許されない旨主張していた。

(3) SSG-21との関係について

SSG-21でも、深刻な事故の発生頻度を 10^{-7} 以下程度に抑えるべきことが推奨されており、社会通念を理由に、一般的に巨大噴火のリスクを無視することは想定されていない。

5 争点 I ③（巨大噴火に至らない噴火の噴火規模の取扱い）に関連する部分

(1) カルデラ形成期と後カルデラ期との違いを踏まえたものの点について

ア 原告らの主張

原告らは、巨大噴火に至らない噴火については社会通念で容認することはできない以上、考慮すべき噴火規模としては、巨大噴火に準じる規模でなければならないと主張していた。

にもかかわらず、令和元年火山ガイドは、「過去に巨大噴火が発生した火山については、当該火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模とする。」と定め、巨大噴火に準ずる規模の噴火を考慮しなくてもよいこととしている。これは論理的にも火山学的にも合理性のない判断であり、令和元年火山ガイドは不合理である。

イ 被告の主張に対する反論

これに対し、被告は、カルデラ形成期以前と後カルデラ期では噴火の頻度や規模、マグマの化学組成に大きな変化が認められる場合があり、また、噴火に係るマグマの化学組成が全く異なるものとなり、後カルデラ期の活動は、新たなマグマ供給系によるものと推定される例が多いことを理由に、最後の巨大噴火以降の後カルデラ期を想定するのが合理的

との判断に基づくものであると主張する。

しかし、この点に対しては、巽氏が繰り返し批判しているとおりであり、後カルデラ期というのは、カルデラ噴火が終わった後の時期ということを意味するにすぎず、仮に、現在「後カルデラ期」に分類されとしても、次の巨大噴火まで時間的猶予があると判断することはできない。

また、巽氏は、マグマの化学組成が変化したとしても、それだけで次の巨大噴火が発生しないということとはできず、実際に、化学組成が変化しても巨大噴火が発生した例として、鬼界カルデラの例を挙げている。

さらに、マグマ供給系の変化については、巽氏が証言しているように、現在の火山学の知見では、マグマ供給システムの変化を明瞭に把握することはできない。

(2) 運用や審査実績を踏まえたものの点について

被告は、平成25年火山ガイド策定の際には、当時の火山学の知見を踏まえて一から作成する必要がある、当時の知見を十分に反映して作成した上で、新たな知見や経験の蓄積等があれば、それらを適切に反映していくことで、継続的な安全性の向上に資することができると考えられていたこと、そもそも審査ガイドは、最低限、必要な限りにおいて根幹となる検討フローや確認事項が記載されていれば足り、その後の審査実績の積み重ねにより審査における確認事項等が明確化されるという柔軟性も兼ね備えた側面もあるから、令和元年火山ガイド改正は、それまでの審査実績等に応じて、原規委の従来からの巨大噴火の可能性評価の考え方等を明確にしたものである旨主張する。

しかし、実際の運用や審査の経験・実績が基準になるというのは、倒錯も甚だしい議論である。原規委に求められるのは、原発に求められる安全を確保できるような基準を策定し、事業者の申請内容がこれに適合するか否かを判断することである。たとえ、一から作成する必要があるとしても、時間をかけて安全を確保できる基準を策定すべきであり、何の弁解にもならない。このことは、火山ガイ

ドの原案を作成した安池氏も、「基準についてあまり具体的には書けなかったため、審査任せになった」と認めていることから明らかである。

これでは、深刻な災害が万が一にも起こらないように、災害の防止上支障がないものとして定めなければならない審査基準の用をしていない。

にもかかわらず、原規委は、大まかな流れ（フロー）だけ定め、審査を重ねる中で基準を積み重ねていくというのである。そして、実際に、これまでの基準適合審査では、既存の原発が稼働できるように開き直って基準を緩めてきた。これは、単に違法な処分の既成事実化に過ぎない。

また、審査ガイドが、最低限の根幹となる検討フローや確認事項が記載されていれば足り、その後の審査実績の積み重ねにより審査における確認事項等が明確化されるという柔軟性を兼ね備えた側面があると主張するが、これは、平成25年火山ガイドが、基準として満足なものではなかったことを自認する内容に等しい。

第4 争点Ⅱ - 立地評価に関する基準適合判断の不合理性

1 原告らの主張の整理

(1) 参加人による十和田の活動可能性評価

参加人は、十和田において、施設の運用期間中における巨大噴火の可能性は十分小さいと評価した。

(2) 参加人による十和田の噴火規模の評価

参加人は、最後の巨大噴火以降の最大規模の火砕流噴火である毛馬内火砕流噴火を想定し、火砕流は敷地に到達していないものと評価している。

(3) 原規委の基準適合判断の内容とその不合理性

ア これらの評価を前提として、原規委は、参加人の個別評価は、活動履歴の把握、地球物理学的手法によるマグマ溜まりの存在や規模等に関する知見に基づいており、火山ガイドを踏まえたものであることを確認したとする。

十和田の巨大噴火の可能性評価としては、火山学的調査を十分に行った上で、a 要件及びb 要件の評価がなされており、火山ガイド

を踏まえたものであることを確認したとする。
イ まず、原子力施設の運用期間は、施設に「核燃料物質が存在する期間」とされているところ、再処理後の放射性物質の搬出先、核廃棄物の処分先はいまだ決まっておらず、今後数百年にわたって核燃料物質が存在し続ける可能性がある。そのため、運用期間は数百年に及ぶ可能性があるが、被告は合理的理由なく、この期間を「数十年オーダー」とし、その根拠については、「常識的な理解」とのみ述べ、科学的、客観的な具体的根拠を示さない。

したがって、運用期間中の活動可能性を評価するための前提を欠いている。

次に、参加人の評価の欄には、活動履歴の把握は記載されていない。

また、a要件との関係でいえば、地下のマグマ溜まりの状況を的確に把握することは困難で、巨大噴火の活動可能性が十分小さいということとはできない。

2 争点Ⅱ②-運用期間に関する判断の不合理性

(1) 高レベル放射性廃棄物等の処分先が決まっていないとの点

被告は、高レベル放射性廃棄物等の搬出先や処分先が決まっていないとの点に対して、本件事業変更許可処分の時点で、エネルギー基本計画に基づいて、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としており、最終処分場についても最終処分法に基づく文献調査が実施されていることなどを主張し、数十年オーダーと想定することは不合理ではない旨主張している。

しかし、エネルギー基本計画や核燃料サイクルはあくまでも計画にとどまり、本件施設に存在する核燃料物質の搬出先・処分先が決まるわけではなく、搬出先・処分先は、あくまでも最終処分場が決まらなければ定まらない。

被告の主張は、法の規定や趣旨から抽象的に数十年オーダーで済むはずだという希望的観測を述べているにすぎず、全く保守的なものではないし、現実的でもない。

(2) 活動履歴と運用期間のタイムスケールについて

被告は、運用期間を詳細に定めたとしても、火山の活動履歴に表れているタイムスケールと比べてごく短期間にとどまること自体に変わりはないから、詳細に定める必要性は乏しいとしている。

しかし、運用期間が、数十年オーダーなのか、数百年オーダーなのかは、火山事象との関係でも重要な意味を有する。

すなわち、期間が1桁大きくなるということは、単純計算でも、運用期間中における発生可能性も1桁大きくなるのであり、当然ながら、リスクを容認できるか否かという判断にも影響があり得る。

(3) 噴火間隔と発生確率について

被告の主張-火山ガイドは最低限の確認事項が記載されていれば足り、柔軟性がある？

そして、平成25年火山ガイドの作成の際に、火山の影響は、福島第一発電所事故後に策定された新規制基準の下で新たに規制対象とされた外部事象であり、自然現象としての知見や審査に係る知見が蓄積されていた地震等とは異なり、当時の火山学の知見を踏まえて一から作成する必要があり、当時の知見を十分に反映して作成した上で、新たな知見や経験の蓄積等があれば、それらを適切に反映していくことで、継続的な安全性の向上に資することができると考えられていたことや（乙E第225号証21ページ参照）そもそも審査ガイドが、最低限、必要な限りにおいて根幹となる検討フローや確認事項が記載されていれば足り、その後の審査実務の積み重ねにより審査における確認事項等が明確化されるという柔軟性を兼ね備えた側面もあることからすれば、火山ガイドの令和元年改正は、それまでの審査の実績等に応じて、原子力規制委員会の従来からの巨大噴火の可能性評価の考え方を明確にし、分かりやすく記載したものであって、これにより、噴火規模の設定に係る審査実務の考え方や運用の変更を意図するものではない。

被告準備書面23-p47-48

原規委に求められるのは、原発に求められる安全を確保できるような基準を策定し、事業者の申請内容がこれに適合するか否かを判断すること。

実態に合わせて基準を変えるのは、単に違法な審査の既成事実化。

被告は、異氏の指摘するポアソン分布に基づく概算に対し、巨大噴火の可能性は確率的に評価できないなどと反論する。

しかし、原告らは、ポアソン分布を用いて巨大噴火の確率論的評価をすべきだなどと主張しているのではない。確率論的評価には、噴火のメカニズムの解明や統計的に扱うのに十分な回数の噴火履歴等の知見が必要になることは百も承知で、大雑把な発生頻度から考えても、数百年オーダーの運用期間との関係で、数万年に1回という頻度（間隔ではない）は決して小さいもの（社会通念によって無視してよいもの）ではなく、兵庫県南部地震の直前の発生確率と比較しても小さいといえないことを主張していたのである。

原規委は発生頻度（数万年に1回の頻度で発

生する)を噴火間隔(数万年間は発生しない)の問題であるかのように曲解している。

3 争点Ⅱ① - 十和田カルデラに関するa要件の適合判断の不合理性

(1) 科学的知見に不確実性が存在することは被告も認めている

被告も、現在のマグマ溜まりの状況を含めた考慮事項ないしその背景にある科学的知見について、個々に見れば、その精度や正確性等に一定の限界があることを認めており、被告は、これらを総合的に考慮することにより、当該火山の「現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態にあるかどうか」を評価することは可能であるとの考え方に立っていると主張するようである。

しかし、個別の評価が不合理であるのに、

不確かなものをいくら総合しても、確実な推定はできない-「総合考慮論」批判

広島高裁松江支部R6.5.15仮処分決定

債権者は、債務者が火山ガイドに照らし、三瓶山火山が本件原子炉の運用期間中に三瓶本火砕テフラのような広域テフラを降下させる規模の噴火を起こす可能性は十分小さいとしたことについて、噴火履歴の検討は恣意的であり、気象庁の観測結果等は原子力発電所の安全評価に利用できない、地下のマグマ溜まりの状況は精度良く把握できないなど、個々の根拠が十分ではない旨主張する。しかし、個々の根拠自体に債権者らのいう問題点があるとしても、それらを総合しての判断であることに照らすと、全体として合理性のある判断である。たしかに現時点において火山学そのものが十分成熟しているともいえず、債権者らが地下のマグマ溜まりの存在や規模等についての情報の精度について疑問を呈することについては理解できる部分もある。しかし、今後新しい知見が取得され、それが集積されれば、その結果をバックフィット制度によって既存の原子力発電所に適用していくというのが原子炉等規制法の趣意であり、債権者らの懸念に対する対応についてはそれで充分と思われる。そのような抽象的な懸念があるからといって債権者らの人格権侵害の具体的なおそれがあるとの確明があるとはいえない。その他、債権者らが提出するその余の資料を精査しても、上記判断が不合理であることの確明があるとははいえない。

p94-95

(不確かなものを総合して確実性の高い予測と評価することは可能か) それは当然ながら不可能です (甲D485・番号81)。

社会通念論に続く、新たな事業者救済のための没論理、結論ありきの不公平な判断。安全神話の復活。不確かな事実をどのように総合すれば、どのような意味で信頼性が増すのか全く示されていない (準209・p20-21)。



巽好幸

それを総合すると合理的になるというのは科学的に全く根拠がない。

(2) 巨大噴火を引き起こすような大規模マグマ溜まりである可能性のある領域は把握可能との点も不合理である

被告は、巨大噴火を引き起こすような大規模なマグマ溜まりは、可視化技術によって把握可能であることを前提としているのであろうが、前述したとおり、巽氏をはじめとする複数の火山学者が、巨大だとしてもマグマ溜まりの把握は困難な場合があり、実際には大きなマグマ溜まりが存在するのに、周辺部分は可視化できず、小さいものと誤信すること

もあるだろうし、そもそも見逃すこともある。

藤井敏嗣氏は、「(地下のマグマ溜まりを把握することについて)そういうものを例えば今の地震学的な手法で探査できるかというのと、なかなか難しいというのが探査の専門家の意見です。」と、把握の困難性を指摘している。

(3) 被告が裁量権の逸脱・濫用がないことを主張立証しなければならない

4 争点Ⅱ① - 産総研の近時の公表について

(1) 被告の主張は参加人の評価と整合しないこと

原告らが、産総研の近時の公表を踏まえ、参加人ないし原規委が地下6km付近のマグマ溜まりの存在を見落としていたこと、したがって原規委の判断には看過し難い過誤、欠落が存することを主張していたところ、被告は、原規委が判断したのはあくまでも巨大噴火が

可能な規模のマグマ溜まりが存在する可能性が小さいということであり、地下20km以浅にメルト状のマグマ溜まりが存在しないという評価ないし確認をしたわけではないなどと主張する。しかし、参加人の資料では、6km付近のマグマ溜まりについては言及がない。

そうすると、少なくとも、参加人は、このマグマ溜まりを見落としていたことは明らかであり、原規委も、

これを考慮しないまま基準適合判断を行ったというべきである。

地下のマグマ溜まりがどのくらいのボリュームで存在するかの把握は困難であり、巨大噴火可能な規模のマグマ溜まりか否かを判断することもまた困難であるが、地下にマグマ溜まりが存在する以上、これが巨大噴火を発生させるボリュームを持っている可能性が否定できないのであるから、巨大噴火を発生させる可能性があるという保守的な評価がなされなければ、深刻な災害が万が一にも起こらないようにするための評価とはいえない。

被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の主張と次回予定

1 被告・規制委員会

準備書面(27) レッドセル問題その2(補充)

(12月公判提出の予定であったが、参考人の主張とあわせ、本期日に提出した。その内容は以下のとおりです。)

- ① 裁判長の求釈明(レッドセル問題の審理経過と内容)についてはパブコメで説明したという以外に釈明はなかった。要するに、これまで規制委の会合で審理されたことはない。
- ② 耐震設計の妥当性は設工認事項。設計どおりに建てられたかどうかは使用前確認事項→レッドセル問題は基本設計事項ではない→裁判の審理対象とならない。
- ③ レッド区域への立入は絶対不可能ではない。せん断処理施設の保守は、遠隔操作(保守セルの設置、クレーン、マニプレータの設置)。分離施設の保守は、除染、防護服、マスクの着用で可能。
- ④ 規制に定められている「検査・試験」、「保守・修理」は供用開始後の問題である。
- ⑤ 安全機能と耐震性能は別問題→検査、修理は安全機能維持のための基本設計事項である。

耐震補強工事が必要になったとしても、この工事は「検査・試験」、「保守・修理」に該当するとは解されない。

次回予定 火山関連準備書面を提出。

2 参加人

準備書面(12) レッドセル問題

・・・被告準備書面と同旨

- ① 700ガルに対して耐震性は確保される(補強の必要ない)。
- ② レッド区域への立ち入りは可能。

次回裁判の日程

1 次回期日

2025年9月26日(金)

午後1時30分～

進行協議(原告・事前申込)

午後2時～ 口頭弁論

2 原告団提出予定書面

(1) 準備書面

① 活断層及び産総研関連準備書面

② レッドセル反論準備書面(1)

パート2は12月期日に提出予定

③ 火山問題

④ 原告適格と最大想定事故(2)

近藤駿介シナリオと比較した本件施設の危険性

(2) 裁判所の指示による活断層・地震の論点整理表の提出

3 次々回以降の日程(予定)

2025. 12. 19/2026. 3. 13

4 進行協議

原告のみが参加でき、事前申込みが必要ですが、裁判長から現在進行中の訴訟に関する心証が話され、法廷での傍聴では体験できないやり取りが行われますので、ぜひ参加してみてください。

2025. 6. 28 東奥日報

国側「耐震補強工事必要とは限らない」 核燃訴訟弁論 日本原燃・六ヶ所再処理工場の安全性を巡り、市民	団体「核燃サイクル阻止万人訴訟原告団」(代表・浅石絃爾弁護士)が国に許可取り消しを求めた訴訟の弁論が27日、青森地裁(工藤哲郎裁判長)であった。国側は、放射性物質で汚染された高濃度のセル(小部屋)に近づかず、耐震補強工事ができないと市民団体側が訴える「レッドセル」問題について、耐震補強工事が必ずしも必要とは限らないと主張した。国側は準備書面で、レッドセルを「あくまで通常作業時に人の立ち入りを禁止する区域であり、絶対不可能な区域ではない」と説明。必要な場合は、設備に応じた措置を取って線量を減らし、該当する区域へ立ち入ることができると反論した。原告側は過去に噴火した県内の火山について、「現在の火山学は、(再処理工場の)運用期間中に火山が活動する可能性が十分に小さいかどうかを判断できる水準ではない」と指摘。噴火する可能性も踏まえ、より安全側に立つて判断するのが妥当と訴えた。
--	--

第31回原告団総会報告

事務局長 山田 清彦

1. これまでの原告団総会は、裁判終了後に記者会見して交流会となり、土曜日の午前中に総会開催となっていました。今年は、裁判終了後にアスパム6階の「岩木」に移動し、先ずは記者会見をして、6月26日（金）16：45分頃から、総会となりました。

ZOOM併用の会議でしたが、ZOOM参加者は4名で、会場には10数名が詰めていましたから、約20名の参加者となりました。議長は事務局員の笹田さんをお願いして、進行役を務めて頂きました。

2. 傍聴者を増やす方法

議案は会員の皆さんに送ってますから、特に新しい所を記述しておきます。

- ・私達の裁判が行政訴訟であるので、原告を増やすということが出来ないわけです。その点では、再処理裁判始まって32年経つので、会員とサポーターを増やすような取り組みがどうしても必要です。

但し、この点では、東京に行った際に、反原発の活動をしている方々を拝見しても、若い人が沢山は参加していません。多くは私(68歳)よりは年配の方々が頑張っているように思います。

- ・私たちの裁判は年に4回開催予定(3月、6月、9月、12月)で、その度に原告団の皆様は青森地裁に傍聴においで下さっていますが、まだ傍聴席に若干の余裕があります。青森県内の会員・サポーターの方の傍聴者を増やす努力が必要です。裁判のお知らせを作り、青森県内の方々に郵送する等の工夫を試みる必要があるでしょう。

3. 再処理工場を動かさないための活動

竣工が大幅に遅れている再処理工場ですが、2026年度末には竣工するかもしれないと日本原燃は言ってます。竣工後真っ先に取り組まれるのは、使用済燃料の再処理ではなく、2006年3月から2008年10月迄に行ったアクティブ試験で生じた廃液処理やガラス固化が始まり

ます。同時に、放射性物質が環境中にばら撒かれる可能性があります。そういう日を迎えないための活動が求められています。

そこで、原告団の副代表・佐原若子さん（衆議院議員）をお願いして、質問主意書を提出する活動を原告団としても取り組みたいと考えています。この打ち合わせを提起する積りでいましたが、佐原さんに急用が出来てお帰りになられました。

再処理工場の運転予想が日本原燃から出ていますし、事業を委託している使用済燃料再処理・廃炉推進機構から、再処理とMOXの予算が公表されています。

こういう問題を、深堀することも必要なので、会員・サポーターの皆さんから、質問項目をお寄せいただきたいと思います。

4. 会費の納入お願い

原告団の会員とサポーターの皆様の会費・カンパで、原告団の活動が成り立っています。

裁判開始の頃は1500人ほどいらっしたのですが、今は当時の3分の1以下です。そこで今後の裁判活動を維持するために、どのようなことが必要かが議論されました。

- ・現在未納状態にある会員とサポーターに、会費の納入をお願いする。
- ・心ある方々や団体にカンパをお願いする。
- ・原告団の最新パンフレットの販売。
- ・クラウドファンディング案も提起されました、これは行政訴訟に通用しないかもと言われました。

以上の取り組みで、原告団の財政基盤を安定させたいと思います。

5. 今後の活動強化

弘前市で核燃反対のスタンディングを行っているらしいので、青森市、八戸市でも行ったらどうかという提案がありました。



井戸謙一弁護士講演会感想

「福島原発事故による被ばく問題」 311子ども甲状腺がん裁判で分かったこと

青森市在住 原告 戸川 雅子

5月10日、八戸市総合福祉会館で井戸謙一弁護士の講演を聴きました。

井戸謙一弁護士は裁判官として志賀原発2号機運転差止判決の裁判長として有名です。退官後は、2011年より弁護士として被爆関連や原発の運転差止訴訟などに関わっておりになります。

この日は50人ほどの聴衆にパワーポイントを使って、お話していただきました。

まず最初に、3.11福島原発事故がどのようなものだったのか、あらためて表面に出ていることと実相とについて、表などを使って説明しました。そして「311子ども甲状腺がん裁判」について、概要、争点、特徴を具体的に詳しく説明してくれました。

311フクシマは私たちも知っていることですが、なかでもどれほど推進側が安全神話を壊さないよう腐心していたかが深く理解できました。

どのようにして被ばく安全神話を浸透させたか

- ・被ばく量を調査しない。
 - ・可能な限り、平常どおりの生活をさせる。
 - ・可能な限り、避難させない。
 - ・被ばくの危険を言い立てるものを「風評加害者」として攻撃して黙らせる。
 - ・体調不良は「放射線恐怖症」だということにする。
 - ・それに基づけるイデオロギー
- 年100mSv安全神話⇒いまだに言い続けている人がいる。
毎時100μSv安全神話⇒「10μSv/時」の間違いだったと訂正
年20mSv安全神話⇒今も浸透している。

今でも怒りを覚えるのは、放射線リスク管理アドバイザーだった山下俊一が「ニコニコしていたら放射線は来ない」「子どもは外で自由に遊ばせていい」と言っていたことです。毎時100μSvの安全神話を作り、後で10μSvと訂正するも、自分の発言を言い逃れ、責任回避しています。そのために被ばくしてしまった子どもたちがいるというのに。

井戸弁護士はこのような事柄などを「311子

ども甲状腺がん裁判」の過程で明らかにしつつ、子どもの潜在がんについて、チェルノブイリ事故の例や調査・検討・評価の欺瞞性を疫学的にも、またヨウ素被ばくについて実測データなどからも追求しています。

裁判での原告の若者たちの意見陳述で、手術や治療への経済的・心理的負担や医師の原発との因果関係否定で傷ついていること、現在の苦難の人生も紹介してくれました。

この講演の中で、福島原発事故の被害を語ることが“風評加害”とされ、報道で取り上げることでバッシングされる現実、ミニコミ・ロコミで抗う大切さを今一度自覚しなければと思いました。

第4 本件訴訟の特徴

- (1) 原告たちがカミングアウトできないこと
～被ばくによる健康被害の訴えの抑え込み～風評加害者～
- (2) メディアが報道しないこと

井戸弁護士は、原告や表面に出てこられない人への支援や今後の人生への道筋をつけることが、原発事故に責任を負う我々世代の責任とおっしゃっていました。

被ばく影響評価軽視は原子力を自由に使うため、正しい評価は被ばく被害の救済、核の廃絶につながると話されました。

初めて裁判所が原発運転の差止判決を出した金沢地裁の元裁判長であった井戸弁護士のお話を、直に聞く機会を持ててありがたかったです。

六ヶ所村、むつ市を抱える私たちは、県民国民が原子力災害に遭わないため、被ばくしないために共に闘っていかなくてはならないと強く思いました。

1万人訴訟・津軽反核生の集い

弘前市在住 原告 佐伯隆三

(2025. 6. 30 記)

6月27日の裁判・原告団総会の翌28日の午後3時前、今日は何人来るかなと気にしながら弘前駅前りんご広場に向かった。

4～10月の偶数月の第4土曜日は「核燃・原発まいね」街頭アピール(マイクなしのスタンディング)の日である。30年以上続いた女性たちのデモが一昨年で終わり、昨春から新たにこの行動を始めた。主催団体はなく、参加者各自が主催者との主旨で、弘前では反核燃を掲げる唯一の街頭行動だ。しかし参加者は3～4人。今年初回の4月は2人だった。一人でもやれる行動なので人数は気にならないものの、少ないとやはりさびしい。デモに参加していた人たちはどうしているだろうか、反核燃の声をどうやって広めればいいのか、と思案に暮れる。

その街頭行動に原告団も参加しようと思いついた。ただ、とある経緯あつての顛末だ。

一昨年の秋、原告団主催の映画上映会を弘前でも開催することになり、弘前の運営委員で話し合い、津軽地域の原告団会員約20人に案内文を出して協力を呼びかけた。それまでは30年以上も裁判をやっているのに裁判や集会等を通して知り合う他は誰が会員なのかかわからず、(核燃反対や訴訟支援の輪を大きくするために)まずは会員間の交流・結束を図ることが必要だとの思いがあった。しかし、その後が続かず止まってしまった。

これはまずいのではないかと、放っておいてはいけない……上映会の時の思いを引きずったまま、日本一の桜が咲き溢れる今年4月、弘前の運営委員で改めて話をした。核燃阻止運動の一環として訴訟があるが、法廷で奮闘する弁護団を原告団が支え、反核燃の声を地域で広めないと核燃を阻止できない、裁判にも勝てない、もっと熱を込めて動こう、と。かくして今更ながらに、弘前・津軽の会員へ行動提起することとなった。

5月、会員に提案葉書を配った。差出人は原告団内の有志グループということで、1万人訴

訟・津軽反核生の集い(仮)という名称にした。津軽弁の「はんかくせ」は設楽順『津軽語小辞典』によると「おろかな奴」の意で、名称採用に特段の他意はなく、単なる思いつき。提案人は佐原若子、中畑範彦の二人。提案する行動は次の2点。

① 核燃裁判の傍聴

② 街頭アピールへの参加

ともかく無理せず簡単にすぐやれる行動であり、ともかく参加を！という話だ。賛同の是非や結成会という手続きは省略し、何とか6月の裁判と街頭アピールに間に合わせることでできた(なお、会員各々に会員であることについての多種多様多彩な思いがあるはずなので、当然、対応は各自に委ねる)。

以上、あえて頁を割いて報告するほどの事でもないのだが、1万人訴訟の重要度、即ち核燃(再処理・高レベル)が止まれば原発も止まる、核燃阻止の闘いは青森と全国の共通の闘い、勝訴めざして訴訟支援の強化が必要、という点を踏まえ各地から熱い意志を再結集させたいと思う次第である。

冒頭の話に戻る。この日の街頭アピールには初対面・初参加の会員1人を含めて6人が参加(会員は3人)。強い風が吹く中、原告団ノボリ旗、キルト横幕、パネルをしっかりと掲げ続けた。

「放射能で空と海を汚すな」

「かくねんまいね！」

「使用済み核燃料搬入反対」・・・。



スタンディングに参加したメンバー (2025. 6. 28)



初の国・事業者とのヒアリング集会を開催

高レベル放射性廃棄物を搬出する約束を守らせるために

主催：核のゴミから未来を守る青森県民の会

2025年5月13日、衆議院議員会館において、国(経済産業省・原子力規制庁)・事業者(電気事業連合会)と初のヒアリング集会を開催しました。

六ヶ所村に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を30～50年間で搬出するという期限を守らせるために、冒頭に阿部共同代表から国、事業者に対して10項目に亘る要請書を提出。



国は、「搬出期限は、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を受け入れた日から30～50年ということは認識しており、日本原燃は管理期間の終了時点でそれぞれの電気事業者に搬出するものと承知しております」、「その上で国としては事業者に対して約束の遵守をしっかりと指導して行くとともに、必要な取り組みの検討を要請させていただきました」、「国としては可能な限り早期に最終処分地に関する目途がつけられるように前面に立って取組を進めてまいりたい」。

事業者は、「ガラス固化体の受入から30年を迎え、残りの期間が20年となることは事業者としても認識した上で、引き続き期限を遵守するために必要な取組について検討してまいります」、「発生者として基本的な責任を有する立場ですから、国、NUMOとも連携しつつ、地域の皆様との対話活動を通じまして、関心や理解が深まるように取り組んでまいります」と、具体的な内容の無い回答でした。

その後、古村共同代表が、国や事業者の回答に対して、「皆曖昧な答弁に終わっている。

後20年しかない状況をふまえ、より具体的に踏み込んだ国の取り組みを求める。提出期限を守る第一義的責任は事業者よりも国にある」と。奥村共同代表、鹿内県議などの質問に対しても、「先ほどの繰り返しになりますが」と同じ回答で終始しました。

青森出身の升田・佐原衆議院議員をはじめ6名の国会議員が参加。関東在住の反原発運動の人たち43名の参加があり、誰もが無責任で曖昧な回答に怒り、国の責任をきちんと果たすことを強く求めました。

最後に、今回のヒアリング集会の開催にご尽力くださった山崎誠衆議院議員が「今日は、みなさん本当に必死だったと思いますが、このままでは終わらない。具体的にいくつかのポイントが出ていた。ロードマップをどうするか、最終処分場が間に合わない場合にはどうするか、議論をしてほしいという事だと思います。今日で終わりということではなく、議論を続けさせて下さい。今日出された事を具体的に議論をしないと話にならないと思います。本当に原発、核の問題は難しい問題。今日の課題を持ち帰って、引き続き対応をお願いします」(一部省略)と、これまで以上に向き合っていこうと呼び掛けて、2時間に及ぶ集会を終えました。

次へのステップとなった、意義ある集会だったと思います。

核のゴミから未来を守る青森県民の会 事務局
三沢市在住 原告 伊藤和子



※ ヒアリング集会の報告集をHPでご覧ください。

《佐原若子の国会報告》

副代表 原告 衆議院議員

今年の夏は酷い暑さでしたね。
今年は、東北でも山火事がありました。

ギリシャの山でも山火事があり、
観光客も避難したそうです。

自然災害は待ったなしで、複合化、
甚大化しています。

皆様は、お元気でお過ごしでしょう
うか。

私は、反原発と反核燃料サイクル
に取り組む使命を持って、皆様の力で
国会の場に上がらせていただきました。
感謝申し上げます。

そこで、原子力問題調査特別委員会の委員
として、経産委員、原子力規制委員に対し、
情報収集と意見を述べ、質問させていただき
たいと考えて参加しました。委員会の中でも、
原子力推進・反対と様々です。

その中であって、アドバイザー・ボード
会員という、助言や質問に答えて下さる学者、
有識者さんたちの組織があります。今まで、
その人選は与党が握っていましたが、今回は
野党の人数が増え、アドバイザー・ボード
会員の人選に関しても議論できる状況が生ま
れました。

再処理に懐疑的な先生も居られて、有益な
アドバイスを頂きました。

例えば、日本の法律では、使用済燃料は全
量再処理しなければならないことになってい
ますが、法律を変えればワンスルー(再処理を
しないで直接処分)の可能性があると鈴木達治
郎長崎大教授が答えてくださいました。

また、日本原燃の経済的な不安定さを、大
島堅一龍谷大学教授が答えてくださり、核燃
料サイクルの経済的不合理性が明らかになり
ました。

私の悲願である六ヶ所再処理工場の廃止を
実現させ、青森県、そして全国のこどもたち
を平常時被ばくから守りたいと思っています。



2024. 10. 29 デーリー東北

このような手ごたえがあり、本当に皆様に感謝
しています。

残念ながら、高レベル放射性廃棄物の県外
搬出と大間フルMOX原発に関しては、いまだ問
題が残ります。この国の間違ったエネルギー
基本政策を正すことが出来ず、苦しんでいま
す。これからも頑張って、原発のない社会を
実現すべく精進してまいります。

ご助言と応援、これからのご指導をよろし
くお願いします。

皆様のご健勝を祈りつつ。

(2025. 7. 19 津軽にて)



2025. 6. 6 経済産業委員会で発言する佐原氏

(佐原若子氏HPより)

六ヶ所核燃などを巡る動き

2025 年

- 4 20 原告団：事務局会議と街頭宣伝を開催。
 - 24 核のゴミから未来を守る青森県民の会：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の搬出期限を守るように、青森県知事宛に要請書を提出。
 - 25 高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が青森県に搬入されてから、25 日で 30 年が経過。貯蔵期間は最長 50 年だが、いまだに最終処分地は決まっていない。
 - 26 核のゴミから未来を守る青森県民の会：第 3 回定期総会と岡村聡氏を講師に迎え「高レベル放射性廃棄物が搬入されてから 30 年 地震大国日本に地層処分の適地はない」と題した講演会を開催。
 - 28 日本原燃：再処理工場の前処理建屋で 1 月に排風機 1 台が故障したトラブルについて、ベアリング（軸受け）の潤滑剤初期補充量不足による損傷が原因と推定したと発表した。
 - 30 原告団：街頭宣伝で井戸謙一弁護士の講演会のチラシなどを配布。
- 5 6 原告団：街頭宣伝で井戸謙一弁護士の講演会のチラシなどを配布。
 - 10 原告団：井戸謙一弁護士の講師に「福島原発事故による被ばく問題～311 子ども甲状腺がん裁判で分かったこと～」をテーマに講演会を開催（八戸市）。
 - 12 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設の 2 号施設で、容量分となる 200 リットルドラム缶 20 万 7352 本の収納を終えたと発表した。今後、施設全体を埋め戻す覆土作業などを行う。
 - 13 核のゴミから未来を守る青森県民の会：高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を巡り、第 2 衆議院会館内で国や事業者側と面談し、2045 年までとなっている搬出期限の順守に向け、具体的な対応を要請した。
 - 16 原子力規制委員会：大間原発の基準地震動（耐震設計の目安となる地震の揺れ）、最大加速度を当初の 650 ガルから 957 ガルに引き上げることを、概ね了承した。
 - 18 原告団：事務局会議を開催。
 - 18 日本原燃：再処理工場の精製建屋で、非放射性液体の試薬が計約 2.5 リットル漏れていたと発表した。外部への影響はなく原因を調査している。
 - 20 日本原燃：再処理工場の詳細設計認可（設工認）審査を巡り、説明時期に関する計画を一部変更することを原子力規制委員会に示した。説明の終了予定は現状維持の 11 月とし、重大事故対策など夏季に集中していた項目を秋に分散させる。
 - 21 日本原燃：ウラン濃縮工場について、新たに新型遠心分離機 150 トン分増設の詳細設計の認可（設工認）を原子力規制委員会に申請した。2028 年度中の完成を目標とする。
 - 24 原告団：事務局会議を開催。
- 6 6 資源エネルギー庁：六ヶ所村議会むつ小川原エネルギー対策特別委員会で、2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画の概要を説明し、再処理工場の長期利用に理解を求めた。
 - 12 共同通信社の 47 都道府県知事アンケート：原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場に関して、福島、島根、鹿児島などの 13 人の知事が、最終処分場受け入れや 3 段階の選定調査に「どちらも反対」との回答。残る 34 人はいずれの選択肢も選ばず、処分場受け入れや調査に「賛成」はゼロ。
 - 23 使用済燃料再処理・廃炉推進機構：業務委託先の日本原燃の再処理工場の総事業費が約 5300 億円増え、約 15 兆 6200 億円になるとの試算を示した。完工目標時期の延期や新規基準への対応などが要因。
 - 27 核燃裁判。原告側が耐震工事が困難とする「レッドセル」について、国側は「（放射）線量率を低減させる措置などで立ち入ることができる」などと主張。
 - 27 原告団：第 31 回総会を開催（青森市・アスパム）。
 - 30 日本原燃：ウラン濃縮工場の新型遠心分離機で、新たに増設する 150 トン分の詳細設計の認可（設工認）について、原子力規制委員会から認可証を受領したと発表。認可は 27 日付。
 - 30 日本原燃：5 月に再処理工場で発生した引火性のある非放射性の希釈剤の漏えいトラブルで、排気用配管に付着した物質で配管が狭くなったことによって、圧力変動が生じたとみられることを明らかにした。
- 7 6 原告団：事務局会議を開催。
 - 7 東京電力：福島第 1 原発 5,6 号機と福島第 2 原発 1～4 号機の使用済燃料を、むつ市の中間貯蔵施設に搬入する方針を示した。
 - 9 青森県：原発や核燃料サイクル施設の立地に伴う電源三法交付金の 2024 年度交付実績を公表。県と県内市町村分の総額は前年度比 8095 万円減の 119 億 5490 万円で、3 年連続の減額となった。
 - 14 日本原燃：再処理工場で、協力会社の 20 代男性社員が資機材の運搬作業中に右手薬指をはさまれ、開放骨折を負ったと発表した。放射線管理区域内での事故で、放射性物質による汚染はない。
 - 18 原告団：バーチャル核燃裁判を開催。伊東弁護士が「再処理工場のレッドセル問題」について、訴訟での論争を解説しました。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2025年9月26日(金) 14:00～青森地裁
- ◆ **2025年 反核燃秋の共同行動**
 青森行動 2025年11月15日(土) 11:15～12:45 会場：ワ・ラッセ
 むつ行動 2025年11月16日(日)
 両日共・講演会開催 講師：木原省治(被爆2世)
- ◆ **第20回産地直売会**
 2025年11月15日(土) 10:00～15:00 会場：ワ・ラッセ 西の広場

夏期カンパのお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお願いします。

編集後記

指鹿為馬（しろくいば） 夢坊

鹿を指して馬と為す、馬鹿の語源のひとつだといわれる。秦の始皇帝の死後に、権力者の趙高が皇帝の前に鹿を曳いてこさせ、珍しい馬だと言う。違う、鹿だと言う臣下は難癖をつけて処刑した。馬と鹿の区別も出来ないのではなく、道理に合わない事を権力で押し通したのだ◆地球温暖化は二酸化炭素だけが原因、エネルギーの使い過ぎが原因ではないのだと。住宅をミサイルやドローンの攻撃で破壊してガレキに変えても、その大量のエネルギー放出と火災には言及しない。病院や食糧配給所を、テロリスト拠点だとして攻撃する。ウラン濃縮施設にミサイルを撃ち込んだ事実があっても、民間の再処理工場は軍事目標にはならないから安全であると嘯く。六ヶ所再処理工場にミサイルを撃てば、放射能汚染で三沢米軍基地を機能停止に追い込める◆東京ファーストだから、原子力施設は地方へ、核ゴミは地方へ置き捨てる。地方の土地を買占めて、自然エネルギーを電力に変えて東京へ送電。都会に移住して、故郷には核ゴミの返礼品を贈呈する◆鹿と馬、区別がついてないのか、分からないふりをして、忖度して黙っているだけか。少し考えれば、地方差別主義だと分かるのに、黙り続ける賢い人々は、誰の首を絞めるのか。自分以外の誰かなら、それでいいのか。

カンパを戴いた方々です。
ありがとうございました。

仲谷良子、寺尾光身、後藤由美子、赤沢美恵子、田平康子、大澤純子、坂井清昭、松丸健二、柴邦生、工藤祐一、宮澤文明、高森修子、蓮沼義徳、本間義悦、高橋将之、山浦元、西尾美和子、鷹羽富美子、内田牧子、大久保徹夫、米村釧、米村栄子、松島恵美子、山田隆一、風間弘、高木久仁子、浅井秀明、藤森勝彦、小笠原公子、豊巻絹子、井戸謙一、福岡生夫、土屋良紀、宮内尚、遠藤浩二、鳥原良子、渡辺つたえ、田中榮、福本繁、内藤新吾、中村光一、高屋敷八千代、野坂幸司、山崎昌子、糸永眞吾、東大野郁子、小池光一、里見和夫、中畑範彦、建部玲子、和田晴美、中田美幸、藤島真紀、高橋純子、匿名希望の方々(敬称略)

会員の一言

「明日なき核燃料サイクル」の冊子：再処理工場の危険性はそれなりに理解していたつもり。この冊子で全体像に触れて戦慄しています！！(京都府 Y・S 様)

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>